

育児の経済的支援の課題と展望

藤本 健太郎

『経営情報イノベーション研究』
静岡県立大学・経営情報イノベーション研究科
第6巻（2017年10月）
（抜刷）

育児の経済的支援の課題と展望

藤本 健太郎（静岡県立大学）

概要

日本のこれまでの少子化対策は保育サービスの充実が中心であり、待機児童解消も重要な課題ではあるが、欧州諸国に比べると十分とはいえない育児の経済的支援の充実が必要であることを述べる。そのうえで、2017年3月に自民党若手議員の提言したこども保険には賛否両論があるが、実現が望まれること、また地方の高等教育を充実すべきことなどを述べる。

キーワード：少子化対策、待機児童、育児の経済的支援

はじめに

長期化する少子化傾向により、日本の人口は大幅な減少が見込まれ、高齢化が進むとともに生産年齢人口が急速に減少することが予測されている。このために労働力不足になることも懸念されており、特に地方においては自治体消滅の危機に警鐘が鳴らされている。

このため、少子化対策が重要であり、需要の掘り起こしもあって待機児童問題はなかなか解消しないものの、保育サービスの拡充は図られてきている。しかし、待機児童問題が解消すれば少子化対策は十分かといえば、そうではない。日本のこれまでの対策では、育児の経済的支援が不十分であったと考えられる。

児童手当を例にとれば、欧州主要国では所得制限はなく給付額も日本より高い。また、保育料については応能負担とされており、国は負担上限額を定めて実際の負担額は自治体によって異なるが、最も負担が重い場合は10割負担であり、親が全額を負担するケースがある。さらに、育児の経済的負担という点では教育費は重要な要素であるが、OECDの調査によれば、諸外国に比べると自己負担が重い。

仮に育児家庭全般の経済状況に大きな余裕があるのであれば、経済的支援が少なく、負担軽減措置が充実していないことは合理的である。しかし、近年、非正規雇用の増大など、若い世代の経済的状況は厳しい。また、これも後で述べるが、ユニセフのレポートにおいて国際的にみても日本は子どもの相対的貧困率が高いことが指摘されている。子どもの貧困とはすなわち育児世帯の経済的な苦境の現れであり、育児世帯の経済状況に大きな余裕があるとは思えない。

出生動向には多くの要素が関係し、そもそも子どもは授かりものであることから、育児の経済的支援策にどれだけ予算をかければどれだけ出生動向が回復するというような予測はできない。そのことは、日本において育児の経済的支援があまり充実しなかった一因となっている。しかし、効果が数字で示せなくても、たとえばフランスでは充実した育児の経済的支援策が講じられ、出生動向は回復している。現在の日本の状況をみれば、若い世代が経済的に不安定であり、子どもの貧困が顕在化していることから、育児の経済的支援を充実することは、具体的な数字は明示できなくても、出生動向の回復に一定の効果があると考えられる。

1 経済的な余裕のない育児世代

(1) 世帯人員一人当たりの所得および資産の状況

戦後の日本における社会保障政策の基本的スタンスとして、高齢者は他の世代と比べて経済的弱者とされ、勤労世代のほうが経済的な余力があると考えられてきた。

しかし、藤本（2012）においても指摘したが、なお経済的に厳しい状況に置かれている高齢者はいるものの、年金制度の成熟などによって、高齢者全般が経済的弱者とはいえない状況になっている。一方、非正規社員の増加など労働市場の変化により、現役世代の経済的状況は厳しくなっていると考えられる。

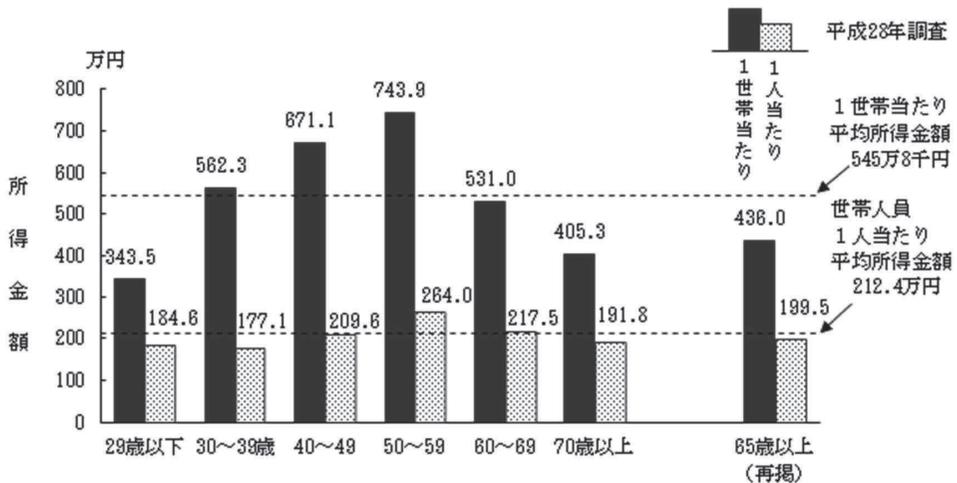
平成28年の国民生活基礎調査によれば、世代別の世帯所得の状況は、下図のとおりである。

高齢者世帯の所得は少ないが、世帯規模が小さいことに留意すべきである。実質的な経済的状況をみるのであれば、世帯人員一人当たりの所得をみる必要がある。図1に示されているように、世帯人員一人当たりの平均所得金額については、最も高いのは50～59歳の264万円であり、最も低い

のは30～39歳の177.1万円である。まだ勤続年数も短い29歳以下や70歳以上と比べても、30～39歳の世帯人員一人当たり平均所得金額が最も低いということは、育児世代の経済的状況の厳しさを表していると考えられる。また、29歳以下の世帯人員一人当たりの平均所得金額は184.6万円、40～49歳の世帯人員一人当たりの平均所得金額は209.6万円であり、いずれも60～69歳の217.5万円を下回っている。

このように、世帯一人当たり平均所得金額で見れば、20代から40代の育児世代は60代よりも所得が低くなっているのが現状である。20代および30代については、主たる収入源が年金であると考えられる70代以上よりも世帯一人当たり平均所得金額が低い。

(図1) 世帯主の年齢階級別にみた一世帯当たり～世帯人員一人当たり平均所得金額



注：熊本県を除いたものである。なお、平成24年の熊本県分を除いた46都道府県の数値は、参考表9に掲載している。

(出所：平成28年度国民生活基礎調査 結果の概要 図12)

育児の経済的支援の課題と展望

このように、フローの所得について、若い世代の苦境がうかがえる。さらに、ストックについて、世代別の資産の状況は、以下の図のとおりである。

図2に示されているように、育児世代である20～40代が世帯主である世帯では、いずれも平均貯蓄額が平均借入金額を下回っている。高齢世代のほうが若い世代よりも資産が形成されてストックが大きいことは自然なことではあるが、世代間の格差は大きい。

このように、所得と資産の状況をあわせてみれば、経済的に厳しい状況に置かれているのは高齢世代よりも育児世代であることが分かる。

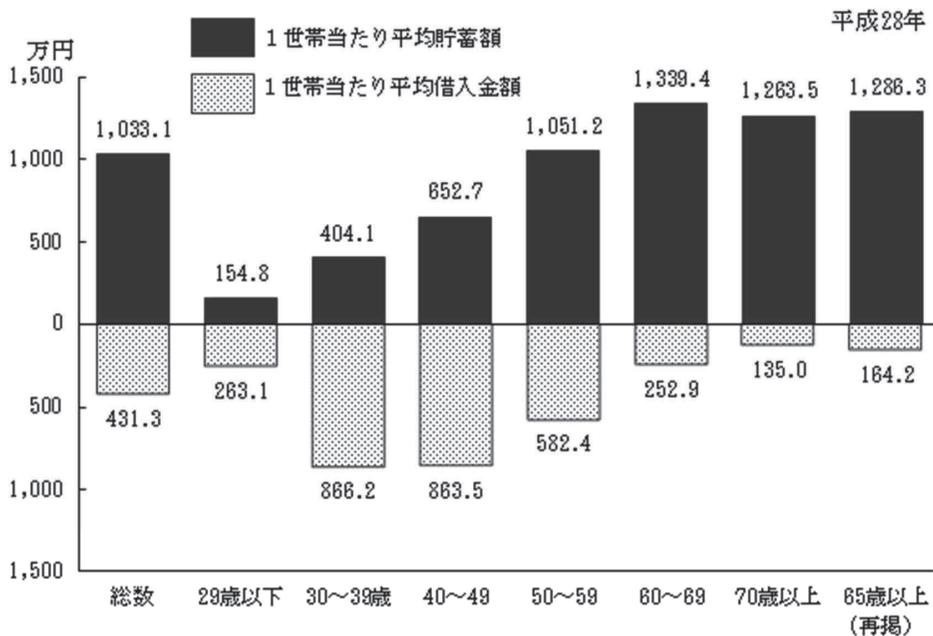
経済的に苦しいのであれば、一生懸命働けば良いと思う人もいるかもしれない。しかし、かつての高度成長社会では真面目に働けば賃金は上がるものであったが、現在の低成長社会では状況が異なる。非正規雇用は増加し、いわゆるワーキン

グアに象徴されるように、懸命に働いても賃金は上がるとは限らない¹⁾。

非正規雇用の状況は、総務省の平成28年度労働力調査によれば、以下の表のとおりである。

表1に示されているように、2016年平均では、非正規雇用の比率は37.5%であった。2014年以降は非正規雇用の比率の上昇が一段落した感はあるが、なお全体の4割に近い。かつての日本では、一家の生計の柱は正規雇用であることが多かったが、4割近くが非正規雇用であることから、現在では非正規雇用の場合も増えていると思われる。また、性別でみると、女性のほうが男性よりも明らかに非正規雇用の比率が高い。表1のとおり、2016年平均では男性の非正規雇用の比率が22.1%であるのに対し、女性の非正規雇用の比率は55.9%となっている。女性は過半数が非正規雇用なのである。

(図2) 世帯主の年齢別にみた1世帯当たりの貯蓄、借入の状況



- 注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。
 4) 熊本県を除いたものである。なお、平成25年の熊本県分を除いた46都道府県の数値は、参考表13に掲載している。

(出所) (出所：平成28年度国民生活基礎調査 結果の概要 図14)

非正規雇用は正規雇用に比べると所得の伸びが小さく、管理職に昇進しづらいなどキャリアアップが難しいことに加えて、リーマンショックの際に非正規雇用の雇い止めが多くみられたように、将来の見通しがたちにくい。このため、非正規雇用では経済的に安定しないと思われる。

(2) 育児世代の経済的不安定さと非婚化

それでは、育児世代が経済的に安定しないことは、どのような問題につながっているのだろうか。まず、非婚化の背景となっていると考えられる。

内閣府の平成22年度結婚・家族形成に関する調査報告書によれば、以下の図のとおり、20~30代の男性では、年収300万円が境にして結婚の状況が大きく異なる。20代の既婚者のうち年収300万未満の者は21.2%である。30代の既婚者について

は、年収300万未満の者が占める比率は約12.9%とさらに低くなる。さらに結婚以前の交際の状況にも年収が大きく影響しており、20代の交際経験なしの49.5%が年収300万未満の者であり、無収入の20.7%とあわせると、約7割に達する。

(表1) 正規雇用、非正規雇用の状況

雇用形態		実数(万人)										割合(%・ポイント)			
		雇用者	うち役員を除く雇用者	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト	パート	アルバイト	労働者派遣事業員の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	
実数	男女計	2012年平均	5522	5154	3340	1813	1241	888	353	90	354	128	64.8	35.2	
		2013	5545	5201	3294	1906	1320	928	392	116	273	115	82	63.3	36.7
		2014	5586	5240	3278	1962	1347	943	404	119	292	119	86	62.6	37.4
		2015	5632	5284	3304	1980	1365	961	405	126	287	117	83	62.5	37.5
		2016	5720	5372	3355	2016	1398	984	414	133	286	119	81	62.5	37.5
	男	2012年平均	3147	2865	2300	566	272	97	175	36	197	61	80.3	19.7	
		2013	3140	2878	2267	610	301	101	200	48	147	72	42	78.8	21.2
		2014	3151	2889	2259	630	304	103	201	48	159	76	43	78.2	21.8
		2015	3158	2896	2261	634	312	108	204	50	154	75	42	78.1	21.9
		2016	3189	2926	2278	648	324	115	208	55	154	74	42	77.9	22.1
	女	2012年平均	2375	2288	1041	1247	969	792	177	55	157	67	45.5	54.5	
		2013	2405	2323	1027	1296	1019	826	192	68	126	43	40	44.2	55.8
		2014	2436	2351	1019	1332	1042	840	202	71	133	44	42	43.3	56.7
		2015	2473	2388	1042	1345	1053	852	201	76	133	43	41	43.7	56.3
		2016	2531	2445	1078	1367	1074	869	205	78	133	44	39	44.1	55.9
	対前年増減	男女計	2012年平均	-9	-9	-12	2	12	14	-2	-6	-6	1	-0.1	0.1
2013			23	47	-46	93	79	40	39	26	34	-4	-1.5	1.5	
2014			41	39	-16	56	27	15	12	3	19	4	4	-0.7	0.7
2015			46	44	26	18	18	18	1	7	-5	-2	-3	-0.1	0.1
2016			88	88	51	36	33	23	9	7	-1	2	-2	0.0	0.0
男		2012年平均	-16	-20	-13	-5	-4	3	-7	-3	0	-1	0.2	-0.2	
		2013	-7	13	-33	44	29	4	25	12	22	-19	-1.5	1.5	
		2014	11	11	-8	20	3	2	1	0	12	4	1	-0.6	0.6
		2015	7	7	2	4	8	5	3	2	-5	-1	-1	-0.1	0.1
		2016	31	30	17	14	12	7	4	5	0	-1	0	-0.2	0.2
女	2012年平均	6	9	2	6	15	13	4	-4	-6	1	-0.1	0.1		
	2013	30	35	-14	49	50	34	15	13	12	-27	-1.3	1.3		
	2014	31	28	-8	36	23	14	10	3	7	1	2	-0.9	0.9	
	2015	37	37	23	13	11	12	-1	5	0	-1	-1	0.4	-0.4	
	2016	58	57	36	22	21	17	4	2	0	1	-2	0.4	-0.4	

(出所) 平成28年度労働力調査 表1

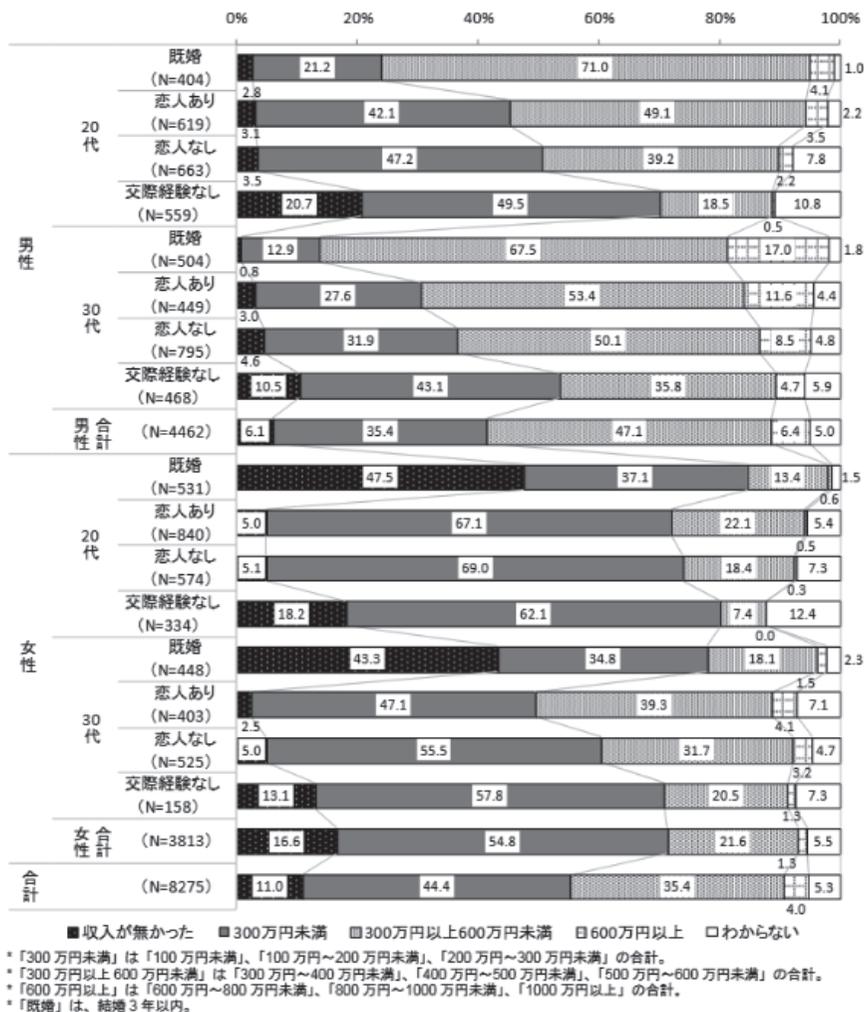
育児の経済的支援の課題と展望

また、内閣府の平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」によれば、結婚生活に必要な夫婦の年収は平均で490.3万円と考えられている。そして、現在結婚していない理由として最も多いのは「適当な相手にめぐり合わないから」の54.3%であるが、「結婚後の生活資金が足りないと思うから」も26.9%にのぼる。特に男性については35.2%が回答しており、経済的に安定しないことは男性が結婚に踏み切れない理由の一つとなっている。

しかし、この点については、本当に結婚生活に

お金が必要なのかという疑問も示されている。天野（2016）は未婚者が既婚者よりも「結婚生活にお金がかかると思い込んでいる」ことを示し、結婚にはお金が必要だという未婚男女の思い込みが問題であると指摘している。「思い込み」が問題だという指摘は興味深い。平均賃金の高い都市部にいかないと家庭を持たないという「思い込み」を解消することは、若者の都市部への流入を止める対策となることが期待される。さらに、結婚にかかる費用は、家賃等の安い地方では都市部に比べて少ないと思われるが、地方でも都市部と同様

(図3) 年収と結婚・交際状況



(出所) 平成22年度「結婚・家族形成に関する意識調査報告書」p16より抜粋

に結婚や子育てにお金がかかるという「思い込み」の可能性もある。

(3) 育児世帯の経済的不安定さと少子化

若い世代が経済的に安定しないことは、少子化の背景にもなっていると考えられる。

内閣府の平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」によれば、子育ての不安要素として63.9%の人が「経済的にやっていけるか」を挙げている。夫婦の年収別のデータを見ると、「(400万円～)600万円未満」では「経済的にやっていけるか」を不安要素として挙げたのは72.3%であるのに対し、「(600万円～)800万円未満」では55.3%と大幅に低下する。また、「800万円以上」では「子供と一緒に過ごす時間を十分にとれない」(37.9%)が3番目に高い項目に挙げられているのが特徴である。本人雇用形態別にみると、女性の正規雇用者で「仕事をしながら子育てするのが難しそう」が70.8%にのぼる。

また、国立社会保障・人口問題研究所の第15回出生基本調査によれば、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の回答した、理想の子ども数を持たない理由は以下の表のとおりである。理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げた夫婦は全体の56.3%にのぼり、過半数を占めている。その内訳をみると、理想1人以上予定0人の夫婦では「子

育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げた比率は15.6%にとどまるが、理想2人以上予定1人の夫婦では43.8%と大きく上昇し、さらに理想3人以上予定2人以上の夫婦では69.8%と7割近くに上る。このデータからは、教育の経済的負担が多いために子どもを1人あるいは2人で諦めている人が多いことが分かる。

(4) その他の問題

若い世代が経済的な余裕を失っていることは、その他の様々な問題の背景にもなっていると考えられる。白川(2014)は、若年層の持ち家率の低下が顕著であり、これまでのような正社員として就職、結婚、子供の誕生、継続的な賃金の上昇、住宅の購入といったライフサイクルを前提とすることは難しくなっていることを指摘しているⁱⁱ⁾。また、土井(2014)は若い世代が車を購入しないことについて、普通車を所有するとガソリン代、税金、車検費用、保険料、維持管理費等が必要になり、コンパクトカーで年間50万円程度はかかることとされていることから、若者の平均所得に鑑みて、50万円の保有費用を負担して、自動車を持つには余程の強い動機がないと容易ではないと指摘しているⁱⁱⁱ⁾。

経済的に安定しない若い世代の中には、親から独立して生活を営めない者も少なくないと思われる。親が現役世代のうち親の勤労収入に依存して暮らし、親が引退した後は、今度は親の年金に

(表2) 理想の子ども数を持たない理由

理想子ども数 下回る組み合わせ	理想子ども数 下回る夫婦の内訳 (母体数)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由		年齢・身体的理由		育児負担		夫に関する理由			その他		
		が子育てから	か教育にお金	自分への差支え	家の狭いから	や高年齢から	な欲しいけれど	健康上の理由	耐えられない	これ以上、内面的な育児の心	から協力が得られない	て年一仕事から	夫が働かないから
理想1人以上 予定0人	6.1% (77)	15.6%	6.5	1.3	39.0	74.0	24.7	9.1	2.6	2.6	3.9	6.5	9.1
理想2人以上 予定1人	39.2 (491)	43.8	11.8	6.1	42.4	34.8	17.5	14.1	11.6	6.5	9.4	5.7	4.9
理想3人以上 予定2人以上	54.7 (685)	69.8	18.7	16.1	38.1	9.8	14.7	21.0	9.6	8.3	7.7	6.1	6.3
総 数	100.0 (1,253)	56.3	15.2	11.3	39.8	23.5	16.4	17.6	10.0	7.3	8.1	6.0	5.9

注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。理想・予定子ども数の差の理由不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は、それらの不詳を除く30.3%である。

(出所：国立社会保障・人口問題研究所 (2015) p40

依存する。パラサイトシングルの名付け親である山田昌弘教授は、親の年金に依存して生活せざるをえない低収入の現役世代を年金パラサイトと呼んでいる。

従来の社会保障制度では、高齢者は経済的弱者であるとして、年金に課される医療保険料や介護保険料の負担は軽く、医療保険においては患者自己負担が子どもよりも軽いなど、様々な優遇制度が講じられてきている。

しかし、非正規社員の増加等による若年世代の賃金の伸び悩み、年金制度の成熟などによって社会状況は変化しており、後述するように諸外国に比べて親の教育費負担も重いことも考慮すれば、現在の日本では本当に経済的弱者として重点的に優遇措置を講じるべきなのは、むしろ育児家庭ではないかと考える。

誤解のないようにしておきたいが、高齢者にも貧困に苦しんでいる人たちは依然として存在する。ここでは高齢者は全体としてみれば経済的弱者ではないと論じているのであって、貧困状態にある高齢者がいることを否定するものではない。

(5) 子どもの貧困

若い世代の経済的状態が厳しいことは、子どもの貧困につながっていると考えられる。

2012年に公表されたユニセフのイノチェンティレポートのカード10のテーマは先進国の子どもの貧困であったが、以下の図のとおり、子どもの相対的貧困率⁸⁾については日本は先進諸国の中では目立って高い14.9%という数値であり⁹⁾、反響を呼んだ。

様々な課題を抱えつつも、日本は世界の中で豊かな国であることは変わらず、最低限の衣食住に困っているような子どもは多くないと考えられる。しかし、相対的貧困率が高いということは、子どもの間での経済的格差が大きいことを示している。そのことはすなわち、育児世帯の間の経済的格差が大きいことを意味する。

さらに、育児家庭の経済的格差は、子どもの教育の格差につながることに懸念される。貧しい家庭では私立学校の授業料が負担できないことに加

えて、いわゆる受験競争を勝ち抜くために塾や予備校に子どもを通わせる余裕もないため、子どもの学力に親の経済力が影響していると懸念される。

そして、学歴が生涯賃金に影響することを考えれば、育児家庭の経済力の格差が大きいことは、貧困の連鎖につながることも懸念される。

2 育児の経済的負担と支援策

ここまで、育児世代の経済状況を巡る課題をみてきた。続いて、日本における育児の経済的負担の状況と、その支援策について考察したい。

(1) 保育料の負担

保育所は、代表的な保育サービスである。保育所は公費で運営されているイメージが強く、親の負担は少ないと思われがちである。しかし、実際には親の負担は重い。負担能力に応じて自己負担額が決定される応能負担であるために所得がなければ負担は軽い、一定以上の所得がある場合、保育にかかる基本的なランニングコストである給付単価の全額を親が負担するケースもある。他の社会保障サービスをみれば、自己負担は医療保険と介護保険では、ともに最大3割負担である。医療保険や介護保険では、利用したサービスに応じて負担する応益負担という考え方に基づいて自己負担額が決まるため、単純に比較することはできないが、最大でほぼ10割を負担するという保育料の負担の仕組みは、際立って重い負担である。

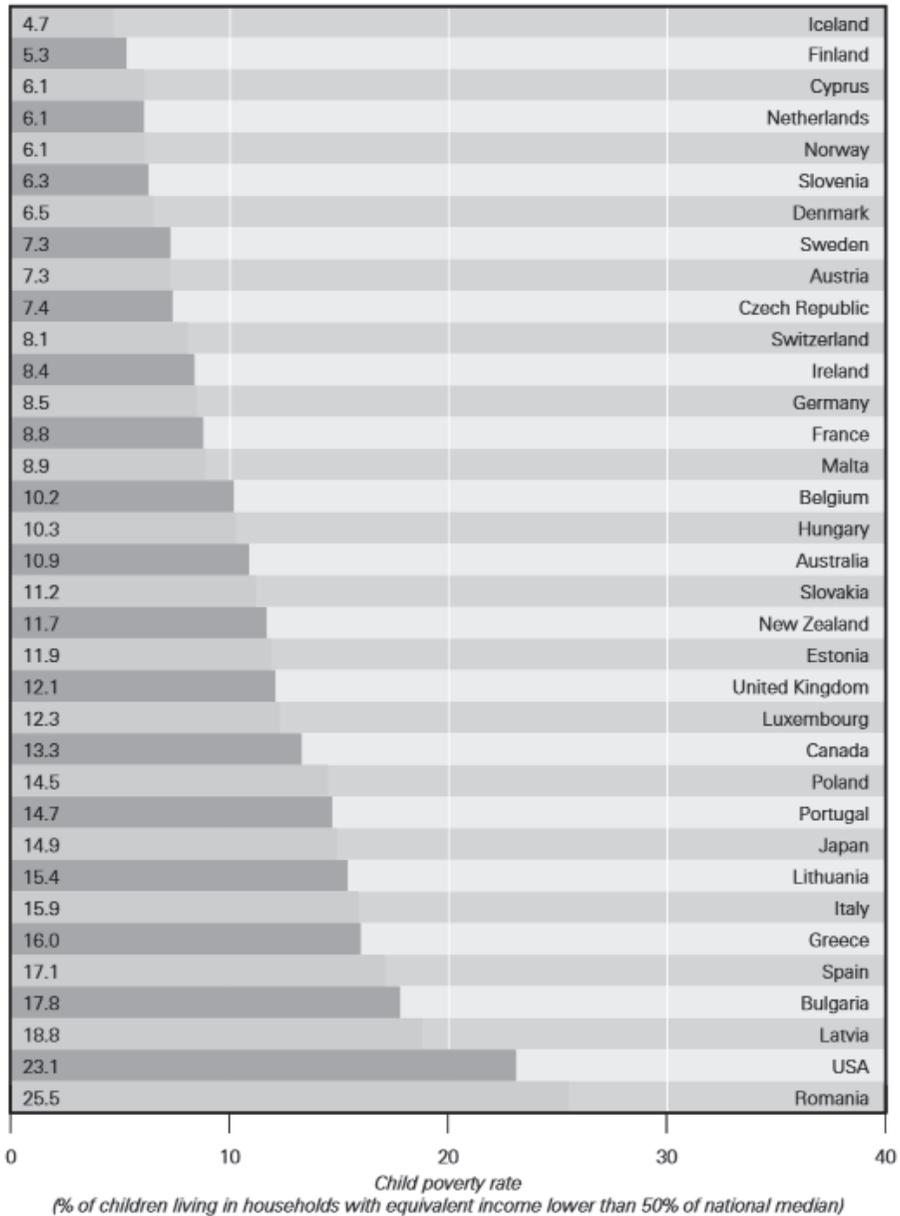
また、負担能力については世帯単位で考慮されるために、仮に母親の年収が低くても、父親の年収が高ければ負担額は大きくなる。母親の立場で考えれば、自分が働いていることによって発生する保育料のコストが自分の収入のかなりの部分を占めるとなると、働く意欲が減少することになる。政府全体としては働く女性を支援する方針であることも考慮すれば、所得が上昇すると保育料の負担が増える仕組みは問題があるのではないだろうか。

保育料の無料化は政策課題として検討されており、実現が望まれる。

(2) 児童手当

育児に関する代表的な経済的支援策としては、児童手当が挙げられる。以下の図は、少し古い資料になるが、平成19年版少子化白書から抜粋した児童手当の国際比較に関する資料である。

(図4) 子どもの相対的貧困率の国際比較



(出所 : UNICEF Innocenti Research Centre Report Card 10 2012 p3)

育児の経済的支援の課題と展望

図5から明らかなように、児童手当の受給要件として所得制限があるのは日本のみである。欧州諸国において所得制限がないのは、子どもを育てる費用は社会全体で支え得るという考えに基づいているからである。所得制限があることは、親に経済的な余裕がないから支援するという考え方であり、いわば救貧の発想である。しかし、子ども手当に対してばら撒きという批判が強かったように、日本では育児の費用を社会全体で支えようという考えが定着していないのは残念なことである。

また、図5に示されているように、支給月額も日本が最も少ない。日本の社会保障は全体としては充実し、年金、医療、高齢者介護については国際的にも高い水準であるが、育児の経済的支援政策についてみると、従来の児童手当は欧州諸国に比べると非常に貧弱な制度であったと言わざるを得ない。このため、所得制限がなく金額も増額された子ども手当の導入は当然の施策であると筆者は考えていたが、残念ながら、すぐに撤回された。現在では、所得制限を超える育児家庭にも特例給付として月5000円が給付されているが、恒常的な措置という位置付けではない。

2017年3月に、自民党の「2020年以降の経済財

政構想小委員会」は、「こども保険」の導入を提言した。この提言では、全世代型社会保障を実現するためには、政府の一般会計から少子化対策や子育て支援を支出しているのでは、高齢者向けの社会保障給付が急増する中で、若者や現役世代に対する予算を大幅に増やすことは難しいと指摘している。そして、財源の制約を理由に政策を小出しにしている今の構造が続く限り、いつまでも高齢者偏重の社会保障は変えられないとして、若者や現役世代向けの明確なメッセージとしてこども保険の創設を提言している。

具体的には、当面は保険料率0.2%を労使折半で厚生年金保険料に付加して徴収し、国民年金保険料には月160円の負担を求めることを提言している。この保険料によって約3400億円の財源を確保し、未就学児全員に月5千円の子ども保険給付金を児童手当に上乗せして支給するほか、保育所の整備等に充てるとしている。さらに、医療介護改革に取り組むとともに子ども保険を拡大して、労使折半の保険料率を1%まで引き上げ、国民年金保険料の上乗せ分は月830円に引き上げれば、約1.7兆円の財源が確保でき、未就学児全員に月2.5万円の子ども保険給付金を児童手当に上乗せ支給し、平均保育料を考慮すると、実質的に就学

(図5) 児童手当の国際比較

事項	日本	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ
支給対象 児童	第1子から 小学校6学年修了前	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満 (学生は20歳の春学期まで)	第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている場合は19歳未満)	第1子から 18歳未満 (失業者は21歳未満、 学生は27歳未満)
支給月額	・第1子、第2子 (0～2歳) 1.0万円 ・3歳以上) 0.5万円 ・第3子～ 1.0万円	・第1子 なし ・第2子 約1.9万円 ・第3子～ 約2.5万円 〈割増給付〉 ・11～16歳 約0.5万円 ・16～19歳 約1.0万円	・第1子 約1.9万円 ・第2子 約2.0万円 ・第3子 約2.7万円 ・第4子 約4.2万円 ・第5子～ 約6.0万円	・第1子 約1.9万円 ・第2子～ 約1.3万円	・第1子から第3子 約2.5万円 ・第4子～ 約3.0万円
所得制限	あり	なし	なし	なし	原則なし
財源	公費と事業主拠出金	事業主拠出金と税等	国庫負担	国庫負担	公費負担

資料：厚生労働省「海外情勢白書」等を基に作成。フランスでは、家族手当以外に、第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎え入れ手当」がある。

注：各国の為替レートについては、日銀報告省令レート（2007年8月分）により換算。

(出所) 平成19年版少子化白書 p81

前教育を無償化できるとしている。

子ども保険の提言に対しては賛否両論が起きており、主な反対意見としては、育児をしない人には負担増のみであり、不公平というものと、負担を現役世代にだけ負わせ、高齢者を除外することは世代間のバランスから望ましくないという意見がある。

育児支援の財源としては、教育国債も提案されている。教育に用途を限定した国債を発行するという考えであるが、一般会計から予算を捻出しようとするよりも現実的な対策という声もあり、さらに国が借金を増やすことについては、子どもたちが将来大人になってから稼いで税金を払ってもらえればよい、あるいは子どもへの投資とみれば、国債の利回りよりも高いリターンが期待できることから良いという考え方から支持する声もある。

また、消費税の増税によって育児支援を充実すべきだという意見もある。消費税は現役世代のみならず高齢世代も負担することから、世代を超えて負担するという長所はある。

筆者としては、子ども保険であれ、教育国債であれ、全世代型の社会保障を目指しながらも財源を確保できないでいる現状を打破しようという問題意識は共通しており、その点は評価できると考える。しかし、教育国債については、確かに子どもへの投資効果は高いと考えられるものの、その財源が将来の世代が払う国債というのは、今でも巨額の債務があるのに関わらず、さらに将来世代に負担させるといって、問題があるのではないだろうか。

また、消費税は高齢者も負担するという点では公平性が優れているが、税財源による給付には所得制限が付されることが多い。人口減少に伴い労働力の不足が深刻化する中で、共働きの場合に母親が頑張らなくて働いて収入が増えたと給付が受けられなくなるような仕組みが望ましいとは考えられない。子ども保険は高齢者が負担しないという点については、藤本(2017)において述べたが、年金から現役世代と同じ比率で負担してもらってはどうか。いわゆる天引きで保険料を負担するのは、何も賃金に限る必要はない。たとえばド

イツでは、医療保険の保険料は年金からも現役世代と同じ保険料率に基づいて天引きで負担されている。

さらに、子ども保険が消費税増税よりも優れていると考えられるのは、そのメッセージ性である。育児の経済的負担に不安を持つ若者が多い中、社会全体で育児を支えていくというメッセージを打ち出すことには大きな意義があると思われる。昔の日本では「子どもは社会の宝」と言われていた。このような認識を社会が取り戻すことが望まれる。

(3) 教育費の負担

育児の経済的負担の中で最も比重が高いのは、教育費の負担であると考えられる。

教育に対する日本の公的支出は、他の先進諸国と比べると小さい。OECDによると、2012年の一般政府総支出及び国内総生産(GDP)に占める公財政教育支出は、OECD各国平均では4.8%だが、日本は3.7%であり、イタリア(3.6%)等とともに最も低いグループに属し、高い教育水準で知られるフィンランド(6.1%)やスウェーデン(5.9%)などの北欧諸国やイギリス(5.4%)に比べると、かなり低い¹⁴⁾。この点について、中澤渉(2014)は、日本政府の教育に対する公的支出の割合は、その経済規模に比して非常に小さく、先進国で最低水準であると指摘している¹⁵⁾。

また、初等教育や中等教育に比べて、特に高等教育について日本は私的負担の比率が高い。OECDによると、高等教育機関に対する支出の対GDP比はOECD各国平均1.5%に対し日本は1.5%であり、ちょうど同じ比率である。しかし、その内訳はOECD各国平均では公財政支出1.2%、私費負担0.4%であるのに対し、日本は公財政支出0.5%、私費負担1.0%であり、支出の3分の2が私費負担によっている。フィンランドは1.8%(うち公財政支出1.8%、私費負担0.1%)、スウェーデンは1.7%(うち公財政支出1.5%、私費負担0.2%)、イギリスは1.8%(うち公財政支出1.2%、私費負担0.6%)であることと比べると、支出の対GDP比は低くないものの、私費負担が大きいことが目立つ。さらに、フランス1.4%(うち公

育児の経済的支援の課題と展望

財政支出1.3%、私費負担0.2%)、ドイツ1.2% (うち公財政支出1.2%、私費負担0.0%) と比べると、高等教育機関に対する支出の対GDP比は日本のほうが若干高いが、両国の私費負担の低さは際立っている。特にドイツは私費負担0.0%であり、ほとんど私費負担がない。その理由としては、ドイツの国立大学の授業料が無料であることが挙げられる。

日本において高等教育機関への支出における私

費負担が大きいことは、家計にどのような影響を与えているのだろうか。平成21年版文部科学白書によれば、大学までにかかる費用は、以下の表のとおりである。

表3に示されているように、大学卒業までに家庭が負担する教育に関する平均的な費用の総額は、最も費用の少ないケース(公立の幼稚園に入り、小学校から高校まで公立学校に通い、国立大学に進学した場合)で約1,000万円かかる。最も費用

(表3 大学までにかかる費用)

区分	学習費等(※1)総額				大学(※2)	合計
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校		
ケース1	669,925	1,845,467	1,443,927	1,545,853	4,366,400	9,871,572
高校まで公立、 大学のみ国立					(平均) 2,876,000	8,381,172
					(自宅) 5,332,000	10,837,172
					(下宿・アパート) 3,920,000	9,425,172
ケース2	669,925	1,845,467	1,443,927	1,545,853	3,920,000	9,425,172
すべて公立					(平均) 2,680,400	8,185,572
					(自宅) 4,870,000	10,375,172
					(下宿・アパート) 6,239,600	12,700,439
ケース3	1,625,592	1,845,467	1,443,927	1,545,853	6,239,600	12,700,439
幼稚園及び大学は私立、 他は公立					(平均) 5,175,200	11,636,039
					(自宅) 7,905,600	14,366,439
					(下宿・アパート) 6,239,600	14,083,663
ケース4	1,625,592	1,845,467	1,443,927	2,929,077	6,239,600	14,083,663
学校及び中学校は公立、 他は私立					(平均) 5,175,200	13,019,263
					(自宅) 7,905,600	15,749,663
					(下宿・アパート) 6,239,600	16,349,048
ケース5	1,625,592	1,845,467	3,709,312	2,929,077	6,239,600	16,349,048
小学校だけ公立					(平均) 5,175,200	15,284,648
					(自宅) 7,905,600	18,015,048
					(下宿・アパート) 6,239,600	22,866,032
ケース6	1,625,592	8,362,451	3,709,312	2,929,077	6,239,600	22,866,032
すべて私立					(平均) 5,175,200	21,801,632
					(自宅) 7,905,600	24,532,032
					(下宿・アパート)	

幼稚園～高等学校の教育費は文部科学省「平成20年度子どもの学習費調査結果」に基づいて作成(単位:円)
大学の教育費については独立行政法人日本学生支援機構「平成20年度学生生活調査報告」に基づいて作成
※1「学習費等」には授業料などの学校教育費や学校給食費、学校外活動費が含まれる
※2家庭から学生への給付額を使用

(出所) 平成21年度文部科学白書 図表1-1-1

のかかるケース（幼稚園から大学まですべて私立に通った場合）では約2,300万円と、その倍以上に費用がかかる。

このため、貧しい家庭の子どもが高等教育を受けようとした場合、自宅から通える国公立大学を志望することが多い。ところが、国立大学の授業料は長期にわたり上昇を続けている。文部科学省によれば、昭和50年には36000円であった国立大学の授業料は、昭和55年には18万円、昭和60年には252000円、平成元年には339600円と上昇を続け、平成16年には520800円となっている¹⁸。公立大学の授業料も国立大学の影響を受けるため、同様の傾向にあると思われる。

国立大学の授業料の値上げは、あるいは私立大学との公平な競争という観点からは好ましいのかもしれないが、育児の経済的負担を増加させ、特に貧困家庭の子どもの教育の機会を奪うおそれがあることは認識されなければならない。また、育児の経済的負担が出産をためらう主な理由となっていることは上述したとおりであり、国立大学の授業料の上昇は少子化の一因となった可能性も否定できない。

さらに、このことは、若者が平均賃金の高い都市部に流出することの背景にもなっている可能性がある。お金がなければ子どもの教育費がまかなえないが、学歴の違いが生涯賃金の違いにつながることを思えば、子どもをなるべく良い大学に通わせたいと親は考える。子どもに質の高い教育を受けさせようと思えば、賃金の高い都市部に移住するしかないという思考パターンに地方の若者が追い込まれていることも懸念される。

もちろん、高い賃金を得るためだけではなく、都会の暮らしに憧れを抱く、あるいは魅力的な職場で働きたい、高い教育レベルの大学で学びたいなどの理由によって、地方から上京する若者も少なくないだろう。そうした理由で地方から都市部に若年人口が流出することは止められない。しかし、地方でも十分に生活をしていけるという安心感を若者が持てるようにして、地方で暮らし続ける、あるいは一度都会に出ても地方に戻るといった選択肢も提示できるようにすべきだと思われる。

最近になり、若者の都市部への流入を止めようとして、都市部の私立大学が定員を大幅に超えて学生を入学させることを止め、都市部の大学の定員増を抑制しようという動きがみられる。まち・ひと・しごと創生ビジョンでは都市部への若年人口の集中に歯止めをかけることをうたっている¹⁹。しかし、若者の都市部への流入を止めようとするのであれば、地方の大学の魅力を高めることも必要である。そのためには、地方の大学の教育水準を上げることに加えて、地方の大学の授業料を安くすることが望ましい。地方では平均賃金は低いが、家賃が安いなど都市部よりも生活費は安いと思われる。さらに、地方では教育費が安くて済むようにすれば、若者の都市部への過剰な流出の防止にも資すると思われる。

松田（2013）は、いわゆる有名大学は一都二府に集中することから、地方の親は子どもを有名大学に進学させるために、子どもの学費に生活費を上乗せして支払わなければならないことを指摘している²⁰。財政赤字が深刻な中で行政改革、歳出削減は必要であるが、地方の国立大学や高等専門学校²¹の教育の質が低下すれば、都市部の良い大学に子どもを通わせようとする親は増えるおそれがある。そのことは地方における育児の実質的なコストを上昇させ、さらに子どもの教育のために都市部に引っ越すことを促す原因となりえる。若者の都市部への過剰な流出を止めるためには、地方の教育の充実が必要であると考えられる。子どもの数が減少を続けていることから、教育予算は削減の対象となってきたと思われるが、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において希望出生率1.8の実現を目指すことをうたっており²²、出生動向の回復は政府全体の目標でもある。子どもの数が増えても教育の受け皿がないということではいけないだろう。特に地方の教育については、むしろ積極的に予算を投入すべきなのではないか。小泉元総理は、聖域無き構造改革も説いたが、同時に米百俵の精神も説いていた。今こそ、米百俵の精神に立ち返ることが必要ではないだろうか。

(4) 大学生に対する奨学金

奨学金には様々な種類があるが、代表的なのは独立行政法人学生支援機構による奨学金であろう。ところが、民間の奨学金には返済の不要な給付タイプのものであるが、学生支援機構による奨学金は貸付タイプであり、返済の必要がある。学生支援機構の奨学金には無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金がある。基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目的として、平成11年4月に第二種奨学金制度の大幅な拡充が行われ、奨学金を借りる学生は大幅に増加した。奨学金を借りられることのメリットは確かにあるが、有利子の奨学金を借りる学生が増えたことはどのように評価すべきなのだろうか。

奨学金という言葉から一般にイメージされるのは返済の必要のない給付型奨学金か、あるいは返済の必要があっても無利子の貸付金ではないだろうか。有利子の奨学金は、その内容に即して言えば、公営の学生ローンなのではないか。

この問題について、有利子の奨学金の返済に苦しむ若者の存在がメディアでもとりあげられるようになり、社会の関心も高まりつつある。

政策による対応も始まっており、日本学生支援機構(2017)によれば、近年、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子」の流れが加速されており、第一種奨学金の貸与人員が増加する一方で、第二種奨学金の貸与人員は減少している。しかし、なお第二種奨学金の貸与人員のほうが多いのが現状である。文部科学省によれば³³⁾、平成28年度の第一種奨学金の貸与人員は47万9361人であり、第二種奨学金の貸与人員は84万4026人である³⁴⁾。2018年からは給付型の奨学金が本格的にスタートする。学生たちが大きな有利子負債を抱えて社会に出なくて済むようになることに期待したい。

おわりに

本稿で述べたように、日本では育児の経済的負担は重く、残念なことに経済的支援施策は十分に講じられているとは言えない。そのことが非婚化

や少子化の背景にもなり、子どもの貧困にもつながっていると考えられる。

戦後の日本の社会保障の給付は高齢者を中心に考えられてきており、若い世代に対する支援は十分とは言えなかった。このため、社会保障全体について世代間のバランスをとり、エイジレスに支えあう方向に改革すべきことを筆者は述べてきたが³⁵⁾、幸いに社会保障における世代間バランスの問題については、社会に認識が広がってきたように思われる。

政府も社会保障の世代間バランスの問題に正面から向き合うようになり、2014年8月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においては、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障に転換することを目指すことと述べられ、すべての世代が年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う仕組みが提唱されている。そして、育児世代の支援を重要な課題として位置付けている。

しかし、財源不足のためになかなか全世代型の社会保障に転換しないという問題意識は、こども保険の提言につながっている。新たな社会保険システムを導入するなど、安定的な財源を確保して、育児世代の支援が充実していくことが望まれる。

(参考文献)

- UNICEF (2012) Innocenti Research Centre Report Card 10"Measuring child poverty"
OECD (2015) 図表でみる教育 OECD インデックスデータ (2015年版) 明石書店
天野馨南子 (2016) 「未婚の原因は「お金が足りないから」という幻想—少子化データ検「未婚化・少子化の背景」は「お金」が一番なのか—」ニッセイ基礎研レポート2016-9-05
白川泰之 (2014) 「社会保障としての住宅政策」『ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ (藤本健太郎編著 ミネルヴァ書房)』
土井勉 (2014) 「コンパクトシティを志向した都市政策」『ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ (藤本健太郎編著 ミネルヴァ書房)』

- 中澤渉 (2014)『なぜ日本の公教育費は少ないのか』勁草書房
- 松田茂樹 (2013)『少子化論』勁草書房
- 藤本健太郎 (2011)「望まれる育児支援の充実」『週刊社会保障』No.2637, pp44-49
- 藤本健太郎 (2012)『孤立社会からつながる社会へ』ミネルヴァ書房
- 藤本健太郎 (2017)「育児の経済的支援～こども保険への期待」週刊社会保障 No.2926, pp44-49
- xii 日本学生支援機構 (2017) p13
- xiii たとえば藤本 (2011)

-
- i 真面目に働いても報われるとは限らない現状を良いと考えているわけではなく、たとえば非正規社員から正規社員への転換、新卒以外は採用の道がほとんどない硬直的な労働市場の変革などが行われるべきである。
- ii 白川 (2014) p76
- iii 土井 (2014) p109
- iv 相対的貧困率とは、国の等価可処分所得の中央値の半分を「相対的貧困ライン」として、全世帯に対する貧困ライン未満で暮らす世帯の割合を「相対的貧困率」、子どもの割合は「子どもの相対的貧困率」と定義したものである。
- v UNICEF Innocenti Research Centre Report Card 10 2012 p3
- vi OECD (2015) p287 表 B4.1. 一般政府総支出及び国内総生産 (GDP) に占める公財政教育支出 (2012年)
- vii 中澤 (2014) p9
- viii (出所) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/005/gijiroku/06052921/005/002.htm) (2017年1月21日アクセス)
- ix まち・ひと・しごと創生長期ビジョン pp8-9
- x 松田 (2013: 180)
- xi まち・ひと・しごと創生長期ビジョン p11
奨学金事業の充実
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)
(2017年7月27日閲覧)

THE CONTENTS OF THIS ISSUE IS SUMMARIZED IN ENGLISH BELOW

Issues and Prospects of Economic Support for Childcare

Kentaro FUJIMOTO

Abstract

Measures to prevent the Decline in Birthrate in Japan were mainly quantitative expansion of day nursery. This Article shows, compared with European countries, Economic support of childcare is not enough in Japan and that childcare insurance should be established.